議　事　録

平成27年12月22日定例教育委員会を北島町総合庁舎６階視聴覚室において開催した。

１　会議に出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 久湊 | 薫 | 委　員 |
| ２番 | 板東 | 久男 | 委　員 |
| ３番 | 巻島 | 恵子 | 委　員 |
| ４番 | 三好 | 久美子 | 委　員 |
| ５番 | 辻村 | 邦雄 | 委　員 |
| | 天羽 | 俊夫 | 教育長 |

２　会議に出席した事務局職員

教育次長　　小西　昌幸

事務局局長　尼寺かつ美

３　会議に欠席した委員

な　し

４　本会の書記

教育次長　　小西　昌幸

５　議題

（１）北島町区域外就学事務取扱要綱（案）について

６　その他

教育長　午後６時00分開会し、あいさつの後、議事録署名者を会議に諮り、次のとおり選任する。

１番　久湊委員

２番　板東委員

教育長　それでは議事に入ります。議事（１）北島町区域外就学事務取扱要綱（案）についてということで、事務局から説明をいたします。

局　長　この要綱は学校教育法施行令９条の規定に基き、他市町村に住所を有する児童生徒の北島町の小中学校への就学についての取り扱いに関する必要事項を定めるものです。運用はずっとしておりましたが、要綱として明文化したものを定めておこうということで、この会でお諮りする次第です。資料をお配りしていますのでご覧ください。第２条で、次の理由に該当すれば区域外就学の承諾を与えることができる、としています。大きな理由として３項目挙げています。①「転入、転出に関する理由」、②「家庭の事情に関する理由」、③「教育的理由」。①のケースは４つあり、転入が確定している学校への就学を希望する場合、一時転出したが再度現住所地に戻ることが確定しているので従前の学校への就学を希望する場合、最終学年でない児童生徒が転出し、在籍する学年の学期終了まで前の学校への就学を希望する場合、最終学年の児童生徒が転出し卒業まで前の学校への就学を希望する場合、とし

ています。②のケースは三つあり、小学生の児童の保護者の勤務の事情等により北島町に居住する親族が児童を預かる場合、特別な事情で転入届をせずに就学を希望する場合、兄弟姉妹が許可されているため就学を希望する場合、としています。③のケースは、いじめ、不登校等学校生活の状況や心身の障がいや疾患等の特別の理由があり、教育的配慮を要すると認める場合、としています。手続きとしては、保護者が区域外就学申請書を必要な書類を添えて委員会に提出し、委員会は30日以内に決定するというものです。添付書類は、転入転出の場合であれば建築確認書や賃貸借契約書の写し、北島町の親族が預かる場合は保護者の勤務証明書、保護者世帯の住民票の写し、通学路などとしています。

教育長　事務局から説明がありましたが、ご質問はありませんか。ないようですので、ご承認いただいたということでよろしいか。

一　同　異議ありません。

教育長　それではこれで、本日の定例教育委員会を終わります。ご協力ありがとうございました。

全協議終了、午後７時20分閉会を宣する。

以上会議の顛末を記載し、その相違がないことをここに署名します。

平成27年12月22日

書　　記　小西　昌幸
議事録記名　久湊　　薫
議事録記名　板東　久男